

令和3年（2021年）

# 経済センサス - 活動調査

## 産業横断的集計

経済センサス - 活動調査の概要	1
利用上の注意	2
1 概況	4
(1) 企業等の状況	4
(2) 事業所の状況	6
2 企業編	8
(1) 産業別の状況	8
(2) 経営組織別の状況	10
(3) 企業等が有する事業所数別（単一・複数別）の状況	10
3 事業所編	11
(1) 産業別の状況	11
(2) 経営組織別の状況	14
(3) 従業者規模別の事業所及び従業者の状況	15
(4) 市町村別の状況	16
用語の解説	18

令和6年3月

## 令和3年経済センサス - 活動調査の概要

### 1 調査の目的

令和3年経済センサス - 活動調査は、全産業分野の売上（収入）金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ることを目的とする。

### 2 調査日 令和3年（2021年）6月1日

### 3 調査対象

#### （1）甲調査

日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、以下に掲げる事業所、国及び地方公共団体の事業所を除く事業所

ア 大分類A - 「農業、林業」に属する個人経営の事業所

イ 大分類B - 「漁業」に属する個人経営の事業所

ウ 大分類N - 「生活関連サービス業、娯楽業」のうち、小分類792 - 「家事サービス業」に属する事業所

エ 大分類R - 「サービス業（他に分類されないもの）」のうち、中分類96 - 「外国公務」に属する事業所

#### （2）乙調査

国及び地方公共団体の事業所

### 4 調査方法

#### （1）甲調査

##### ア 調査員調査

原則、都道府県知事が任命した調査員が調査員調査対象の事業所に調査票を配布し、インターネットによる回答又は調査員が調査票を回収する方法により行う。

ただし、新型コロナウイルス感染症への対応の観点から、調査員回収の代替として郵送回収を導入した市町村においては、インターネットによる回答又は郵送で市町村が直接回収する方法で行う。

##### イ 直轄調査

独立行政法人統計センター及び国が一括して契約する民間事業者が調査票の配布・回収を行い、本社一括回答する際の報告者である本所事業所、特定の単独事業所及び外国の会社の事業所がインターネットによる回答又は郵送で回答する方法により行う。

#### （2）乙調査

国の事業所にあつては総務省が、都道府県の事業所にあつては都道府県が、市町村の事業所にあつては市町村が電子メールにより「調査票（乙）」を事業所ごとに配布する。

調査への回答は、オンライン（政府共通ネットワーク又はLGWAN）により行う。

## 利用上の注意

- 1 令和3年経済センサス-活動調査は、甲調査と乙調査の2種類から成り、甲調査は民営事業所を調査対象としており、乙調査は国及び地方公共団体の事業所を調査対象としている。甲調査及び乙調査とも令和3年（2021年）6月1日を調査日として実施している。この結果報告は、甲調査の産業横断的集計について取りまとめたものである。
- 2 甲調査の売上（収入）金額は、以下の産業においては、事業所単位の把握は行っていない。「建設業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「通信業」、「放送業」、「映像・音声・文字情報制作業」、「運輸業、郵便業」、「金融業、保険業」、「学校教育」、「郵便局」、「政治・経済・文化団体」及び「宗教」
- 3 甲調査の売上（収入）金額等、一部の項目については、必要な事項の数値が得られた事業所（企業等）を対象として集計した。
- 4 甲調査の売上（収入）金額、費用等の経理事項は令和2年（2020年）1年間の数値である。また、この経理事項については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した。  
なお、従来の活動調査等結果は、当時の消費税率であり、現行の税率と異なることから、時系列比較を行う際は、十分に留意が必要である。

### <ガイドライン>

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000777097.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000777097.pdf)

- 5 調査票の欠測値や回答内容の矛盾などについては、内容を精査し、平成28年経済センサス-活動調査、令和元年経済センサス-基礎調査、経済構造実態調査、報告者の公開情報等を基に、補足訂正を行った上で結果表として集計した。

### <欠測値等の取扱いについて>

<https://www.stat.go.jp/data/e-census/2021/kekka/pdf/hotei.pdf>

- 6 各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。なお、比率は、小数点以下第2位で四捨五入した。
- 7 該当数字がないもの及び分母が0のため計算できないものは「-」とした。
- 8 従業上の地位のうち雇用者の内訳について、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、「正社員、正職員」、「正社員、正職員以外」から「無期雇用者」、「有期雇用者（1か月以上）」の区分に変更を行った。  
このため、雇用者の内訳については、時系列比較を行うことはできない。

<ガイドライン>

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000777099.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000777099.pdf)

- 9 甲調査の調査対象の事業所（企業等）は、平成 28 年経済センサス - 活動調査では活用されていなかった「国税庁法人番号公表サイト」情報から、過去の調査では捉えていない外観からの確認では把握が困難な事業所を加えた調査名簿を基に調査を行った。

このため、従来 of 活動調査よりも幅広に事業所を捉えており、単純に比較ができないことから、平成 28 年経済センサス - 活動調査結果については「参考」と表章している。

集計結果の時系列比較を行う際は、十分に留意が必要である。

- 10 市町村については、調査時点（令和 3 年（2021 年）6 月 1 日）のものである。

# 1 概況

## (1) 企業等の状況

○ 埼玉県企業等の数は	16万356企業	(全国第5位)
○ 企業等の売上高は	37兆5,143億円	(全国第7位)
○ 企業等の純付加価値額は	8兆4,471億円	(全国第6位)

令和3年6月1日現在の埼玉県の企業等（県内に本社等がある法人及び個人経営の事業所）の数は16万356企業で、全国の企業等（368万4,049企業）の4.4%にあたる。

令和2年の埼玉県の企業等の売上（収入）金額（以下、「売上高」という。）は、37兆5,143億円で、全国の売上高（1,693兆3,126億円）の2.2%、純付加価値額は、8兆4,471億円で、全国の純付加価値額（336兆2,595億円）の2.5%にあたる。

全国での順位をみると、企業等の数は全国第5位、売上高は全国第7位、純付加価値額は全国第6位であった。

表1-1 企業等数、事業所数及び従業者数

	調査年	企業等数		民営事業所数 (事業内容等不詳を含む)		民営事業所の 従業者数 (人)	
			全国に占める 割合 (%)		全国に占める 割合 (%)		全国に占める 割合 (%)
埼玉県	2021年 (令和3年)	160,356	4.4	261,920	4.5	2,602,009	4.5
	【参考】2016年 (平成28年)	170,223	4.4	250,834	4.5	2,575,544	4.5
全国	2021年 (令和3年)	3,684,049	-	5,844,088	-	57,949,915	-
	【参考】2016年 (平成28年)	3,856,457	-	5,578,975	-	56,872,826	-

注1:「従業者数」は必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計した。

注2:時系列比較を行う際には留意が必要(利用上の注意9参照)

表1-2 企業等の売上高及び純付加価値額

	調査年	企業等の 売上高 (百万円)		企業等の 純付加価値額 (百万円)	
			全国に占める 割合 (%)		全国に占める 割合 (%)
埼玉県	2020年 (令和2年)	37,514,333	2.2	8,447,116	2.5
	【参考】2015年 (平成27年)	36,706,743	2.3	8,085,255	2.8
全国	2020年 (令和2年)	1,693,312,591	-	336,259,518	-
	【参考】2015年 (平成27年)	1,624,714,253	-	289,535,520	-

注1:「売上高」及び「純付加価値額」は必要な事項の数値が得られた企業等を対象として集計した。

注2:時系列比較を行う際には留意が必要(利用上の注意9参照)

表2 都道府県別企業等数 —上位10都道府県—

2021年(令和3年)				【参考】2016年(平成28年)			
順位	都道府県名	実数	構成比(%)	順位	都道府県名	実数	構成比(%)
-	全国	3,684,049	100.0	-	全国	3,856,457	100.0
1位	東京都	453,145	12.3	1位	東京都	441,538	11.4
2位	大阪府	279,906	7.6	2位	大阪府	287,004	7.4
3位	愛知県	209,483	5.7	3位	愛知県	220,388	5.7
4位	神奈川県	197,213	5.4	4位	神奈川県	199,200	5.2
5位	埼玉県	160,356	4.4	5位	埼玉県	170,223	4.4
6位	北海道	148,718	4.0	6位	北海道	156,475	4.1
7位	兵庫県	146,596	4.0	7位	兵庫県	155,699	4.0
8位	福岡県	143,496	3.9	8位	福岡県	145,845	3.8
9位	千葉県	123,553	3.4	9位	千葉県	128,794	3.3
10位	静岡県	117,364	3.2	10位	静岡県	127,399	3.3

注：時系列比較を行う際には留意が必要（利用上の注意9参照）

表3 都道府県別企業等の売上高 —上位10都道府県—

2020年(令和2年)				【参考】2015年(平成27年)			
順位	都道府県名	金額(百万円)	構成比(%)	順位	都道府県名	金額(百万円)	構成比(%)
-	全国	1,693,312,591	100.0	-	全国	1,624,714,253	100.0
1位	東京都	781,990,130	46.2	1位	東京都	738,634,814	45.5
2位	大阪府	152,262,845	9.0	2位	大阪府	148,701,501	9.2
3位	愛知県	112,355,924	6.6	3位	愛知県	112,355,631	6.9
4位	神奈川県	68,106,625	4.0	4位	神奈川県	64,791,082	4.0
5位	福岡県	45,619,909	2.7	5位	福岡県	42,240,730	2.6
6位	兵庫県	39,851,907	2.4	6位	兵庫県	39,466,990	2.4
7位	埼玉県	37,514,333	2.2	7位	埼玉県	36,706,743	2.3
8位	北海道	37,150,237	2.2	8位	北海道	36,378,041	2.2
9位	千葉県	29,824,709	1.8	9位	静岡県	28,808,707	1.8
10位	静岡県	29,688,129	1.8	10位	千葉県	27,154,702	1.7

注1：「売上高」は必要な事項の数値が得られた企業等を対象として集計した。

注2：時系列比較を行う際には留意が必要（利用上の注意9参照）

表4 都道府県別企業等の純付加価値額 —上位10都道府県—

2020年(令和2年)				【参考】2015年(平成27年)			
順位	都道府県名	金額(百万円)	構成比(%)	順位	都道府県名	金額(百万円)	構成比(%)
-	全国	336,259,518	100.0	-	全国	289,535,520	100.0
1位	東京都	156,299,582	46.5	1位	東京都	106,174,476	36.7
2位	大阪府	27,130,248	8.1	2位	大阪府	26,564,296	9.2
3位	愛知県	17,644,735	5.2	3位	愛知県	20,292,223	7.0
4位	神奈川県	13,521,794	4.0	4位	神奈川県	13,739,305	4.7
5位	福岡県	8,734,505	2.6	5位	福岡県	8,512,258	2.9
6位	埼玉県	8,447,116	2.5	6位	埼玉県	8,085,255	2.8
7位	兵庫県	7,705,237	2.3	7位	兵庫県	8,063,274	2.8
8位	北海道	7,320,084	2.2	8位	北海道	7,390,903	2.6
9位	静岡県	6,137,284	1.8	9位	静岡県	6,494,801	2.2
10位	千葉県	5,957,508	1.8	10位	千葉県	6,415,584	2.2

注1：「純付加価値額」は必要な事項の数値が得られた企業等を対象として集計した。

注2：時系列比較を行う際には留意が必要（利用上の注意9参照）

(2) 事業所の状況

○ 埼玉県の民営事業所数は	26万1,920事業所	(全国第5位)
○ 民営事業所の従業者数は	260万2,009人	(全国第5位)

令和3年6月1日現在の埼玉県内の民営事業所数(事業内容等不詳を含む)は26万1,920事業所で、全国の事業所(584万4,088事業所)の4.5%であった。全国での順位をみると、東京都、大阪府、神奈川県、愛知県に次いで全国第5位であった。

また、事業所の従業者数は260万2,009人で、全国の従業者数(5,794万9,915人)の4.5%であった。全国での順位をみると、東京都、大阪府、愛知県、神奈川県に次いで全国第5位であった。1事業所当たり従業者数は11.3人で全国第8位であった。

表5 都道府県別民営事業所数(事業内容等不詳を含む) - 上位10都道府県 -

2021年(令和3年)				【参考】2016年(平成28年)			
順位	都道府県名	実数	構成比(%)	順位	都道府県名	実数	構成比(%)
-	全国	5,844,088	100.0	-	全国	5,578,975	100.0
1位	東京都	802,355	13.7	1位	東京都	685,615	12.3
2位	大阪府	469,446	8.0	2位	大阪府	422,568	7.6
3位	神奈川県	339,341	5.8	3位	愛知県	322,820	5.8
4位	愛知県	337,888	5.8	4位	神奈川県	307,269	5.5
<b>5位</b>	<b>埼玉県</b>	<b>261,920</b>	<b>4.5</b>	<b>5位</b>	<b>埼玉県</b>	<b>250,834</b>	<b>4.5</b>
6位	福岡県	240,203	4.1	6位	北海道	233,168	4.2
7位	北海道	239,112	4.1	7位	福岡県	223,008	4.0
8位	兵庫県	232,770	4.0	8位	兵庫県	222,343	4.0
9位	千葉県	209,164	3.6	9位	千葉県	196,579	3.5
10位	静岡県	173,201	3.0	10位	静岡県	174,850	3.1

注：時系列比較を行う際には留意が必要(利用上の注意9参照)

表6 都道府県別民営事業所の従業者数 - 上位10都道府県 -

2021年(令和3年)				【参考】2016年(平成28年)			
順位	都道府県名	実数	構成比(%)	順位	都道府県名	実数	構成比(%)
-	全国	57,949,915	100.0	-	全国	56,872,826	100.0
1位	東京都	9,592,059	16.6	1位	東京都	9,005,511	15.8
2位	大阪府	4,528,208	7.8	2位	大阪府	4,393,139	7.7
3位	愛知県	3,818,542	6.6	3位	愛知県	3,749,904	6.6
4位	神奈川県	3,525,744	6.1	4位	神奈川県	3,464,316	6.1
<b>5位</b>	<b>埼玉県</b>	<b>2,602,009</b>	<b>4.5</b>	<b>5位</b>	<b>埼玉県</b>	<b>2,575,544</b>	<b>4.5</b>
6位	福岡県	2,309,989	4.0	6位	福岡県	2,236,269	3.9
7位	兵庫県	2,221,469	3.8	7位	兵庫県	2,203,102	3.9
8位	北海道	2,165,390	3.7	8位	北海道	2,165,925	3.8
9位	千葉県	2,151,386	3.7	9位	千葉県	2,114,259	3.7
10位	静岡県	1,730,955	3.0	10位	静岡県	1,712,983	3.0

注1:「従業者数」は必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計した。

注2:時系列比較を行う際には留意が必要(利用上の注意9参照)

表7 都道府県別民営事業所の1事業所当たり従業者数 —上位10都道府県—

2021年(令和3年)			【参考】2016年(平成28年)		
順位	都道府県名	1事業所当たり 従業者数(人)	順位	都道府県名	1事業所当たり 従業者数(人)
-	全国	11.2	-	全国	10.6
1位	東京都	15.3	1位	東京都	14.5
2位	愛知県	12.8	2位	愛知県	12.1
3位	神奈川県	12.4	3位	神奈川県	12.0
4位	大阪府	11.8	4位	千葉県	11.2
5位	千葉県	11.8	5位	大阪府	11.2
6位	滋賀県	11.5	6位	滋賀県	10.9
7位	茨城県	11.4	7位	茨城県	10.7
8位	埼玉県	11.3	8位	埼玉県	10.7
9位	三重県	11.0	9位	福岡県	10.5
10位	福岡県	11.0	10位	三重県	10.4

注1:「1事業所当たり従業者数」は必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計した。

注2:表示値は小数点以下第1位であるが、比較のため、小数点以下第2位以下を計算し順位をつけた。

注3:時系列比較を行う際には留意が必要(利用上の注意9参照)



## 2 企業編

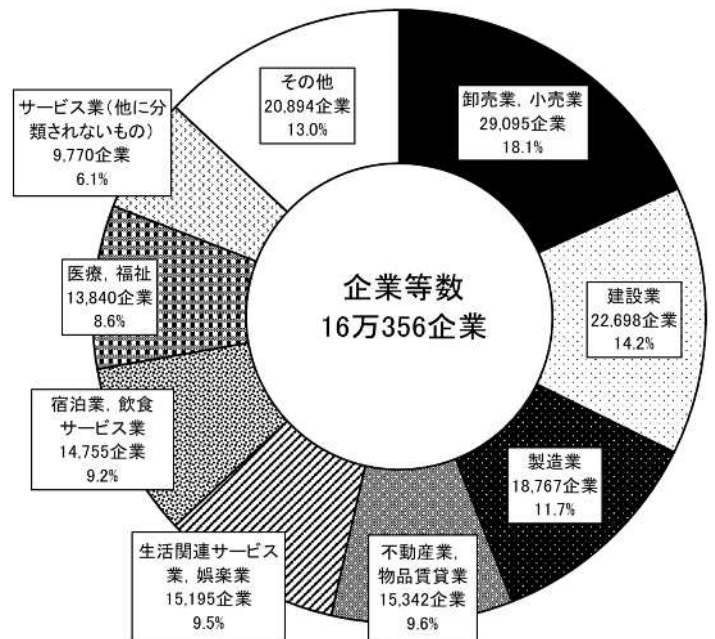
### (1) 産業別の状況

- 企業等の数は「卸売業，小売業」が18.1%を占め最も多く、上位5産業で全産業の63.0%を占める
- 売上高、純付加価値額ともに「卸売業，小売業」が最も大きい
- 純付加価値率は「教育，学習支援業」が最も高い

#### ア 企業等の数

産業大分類別に企業等の数をみると、「卸売業，小売業」が2万9,095企業（構成比18.1%）で最も多く、以下「建設業」が2万2,698企業（14.2%）、「製造業」が1万8,767企業（11.7%）、「不動産業，物品賃貸業」が1万5,342企業（9.6%）、「生活関連サービス業，娯楽業」が1万5,195企業（9.5%）と続いており、これら5産業で全産業の63.0%を占めている。

図1 産業大分類別企業等の数の構成比

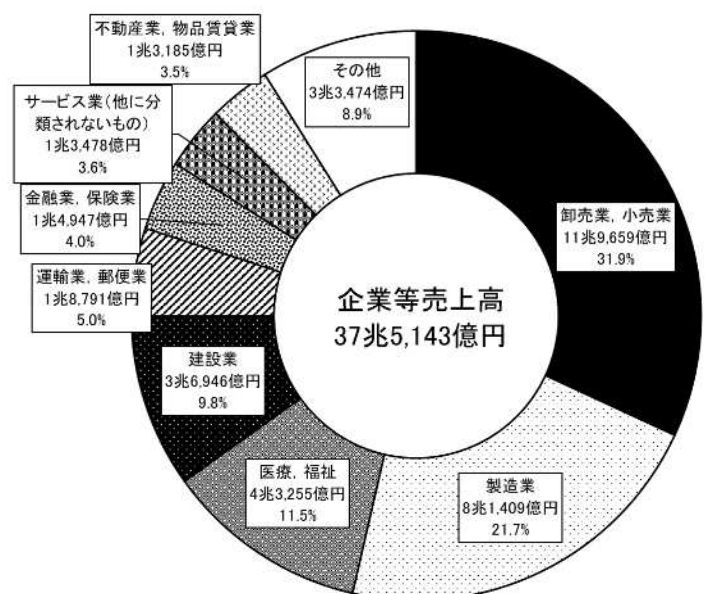


#### イ 売上高

産業大分類別に売上高をみると、「卸売業，小売業」が11兆9,659億円で、全体の31.9%を占めて最も多く、以下「製造業」が8兆1,409億円で21.7%、「医療，福祉」が4兆3,255億円で11.5%、「建設業」が3兆6,946億円で9.8%と続いている。

1企業当たり売上高をみると、「複合サービス事業」が22億5,301万円、「金融業，保険業」が15億4,728万円、「鉱業，採石業，砂利採取業」が10億714万円と続いている。

図2 産業大分類別企業等の売上高の構成比



注：「売上高」は必要な事項の数値が得られた企業等を対象として集計した。

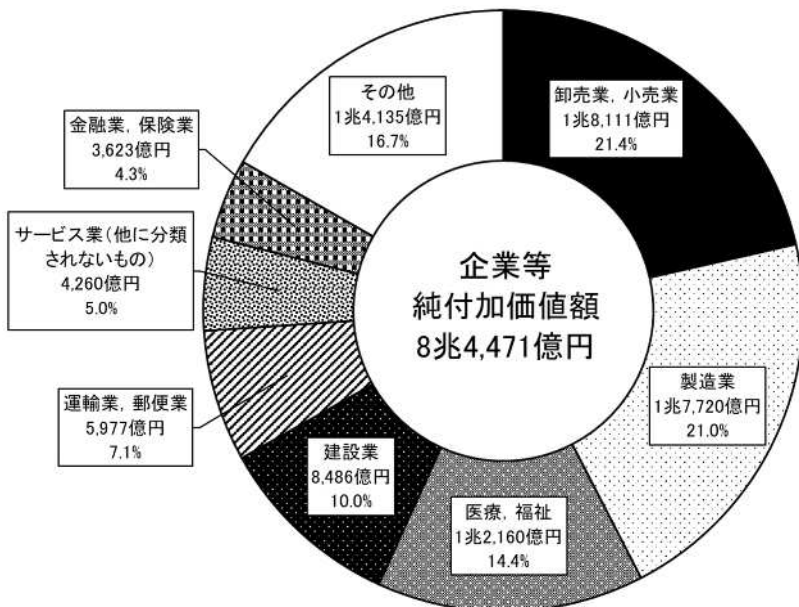
### ウ 純付加価値額及び純付加価値率

純付加価値額では、「卸売業、小売業」が1兆8,111億円で、全体の21.4%を占めて最も多く、以下「製造業」が1兆7,720億円で21.0%、「医療、福祉」が1兆2,160億円で14.4%、「建設業」が8,486億円で10.0%と続いている。

純付加価値率（売上高に対する付加価値額の割合）をみると、全産業では22.5%となっており、全国（19.9%）を2.6ポイント上回っている。

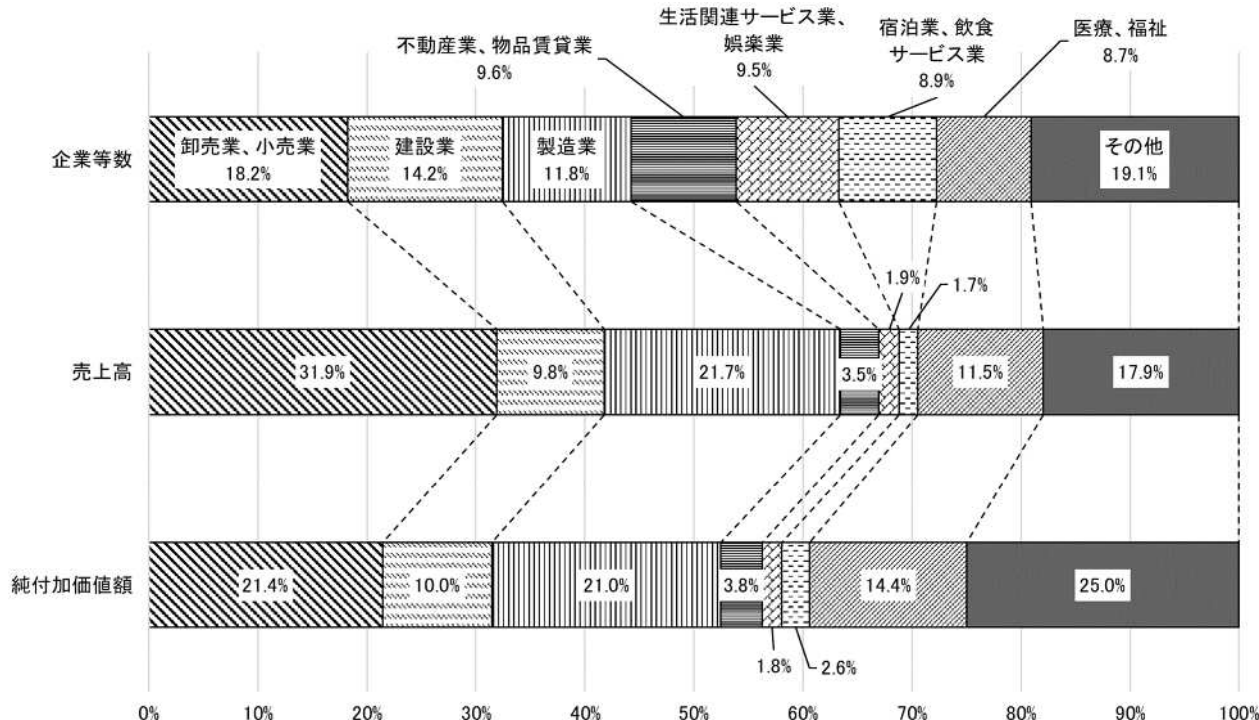
純付加価値率を産業大分類別にみると、「教育、学習支援業」が、49.3%と最も高く、次いで「学術研究、専門・技術サービス業」が35.9%、「複合サービス事業」が35.0%と続いている。

図3 産業大分類別企業等の純付加価値額の構成比



注：「純付加価値額」は必要な事項の数値が得られた企業等を対象として集計した。

図4 産業大分類別企業等の数、売上高及び純付加価値額の構成比



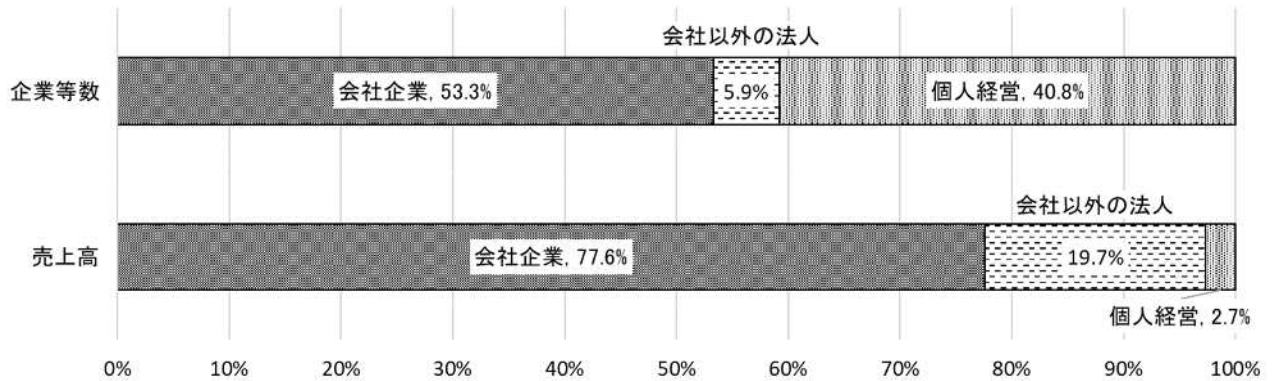
注：「企業等数」、「売上高」及び「純付加価値額」は必要な事項の数値が得られた企業等を対象として集計したため、図1と数値が異なる箇所がある。

### (2) 経営組織別の状況

経営組織別の企業等の数をみると、「会社企業」が8万5,455企業で53.3%、「個人経営」が6万5,427企業で40.8%、「会社以外の法人」が9,474企業で5.9%であった。「会社企業」と「会社以外の法人」を合わせた「法人」は9万4,929企業で59.2%となった。

経営組織別の売上高をみると、「会社企業」が29兆1,102億円で77.6%、「会社以外の法人」が7兆3,945億円で19.7%、「個人経営」が1兆96億円で2.7%であった。「法人」では97.3%となっている。

図5 経営組織別企業等の数及び売上高の構成比



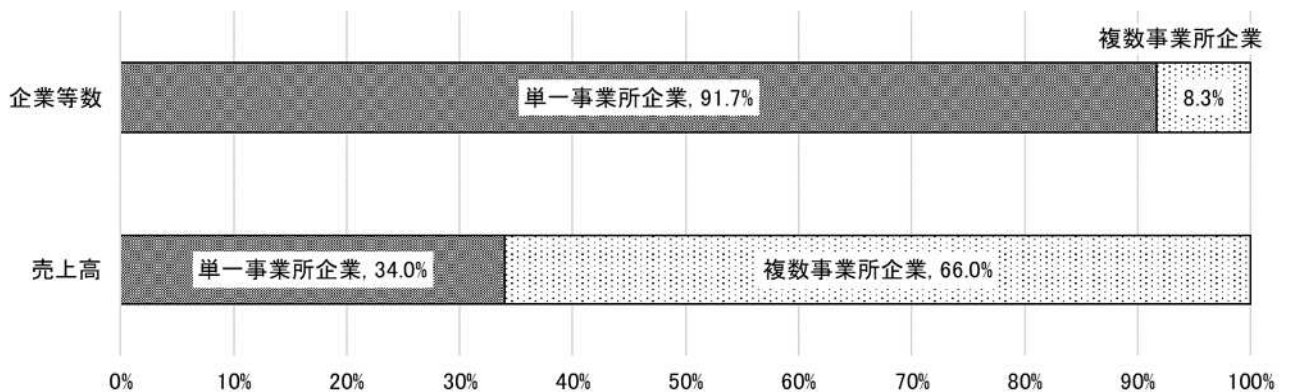
注：「売上高」は必要な事項の数値が得られた企業等を対象として集計した。

### (3) 企業等が有する事業所数別（単一・複数別）の状況

企業等が有する事業所数の単一・複数別にみると、支所を持たない単一事業所企業が14万7,052企業で、全企業の91.7%と大部分を占め、複数事業所企業は全体の8.3%（1万3,304企業）であった。

単一・複数別の売上高をみると、複数事業所企業が24兆7,596億円で全企業の66.0%を占め、単一事業所企業は全体の34.0%（12兆7,547億円）であった。

図6 企業等が有する事業所数別（単一・複数別）の企業等の数及び売上高の構成比



注：「売上高」は必要な事項の数値が得られた企業等を対象として集計した。

### 3 事業所編

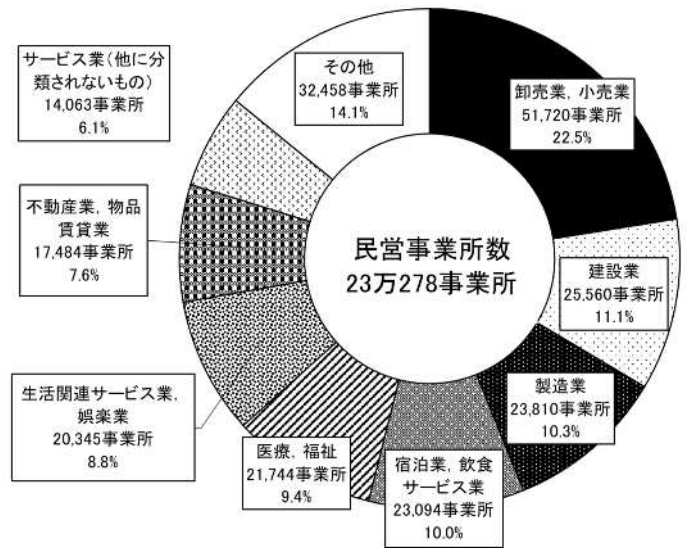
#### (1) 産業別の状況

- 事業所数、従業者数ともに「卸売業，小売業」が最も多く、それぞれ全体の20%以上
- 事業所数は上位5産業で全産業の63.4%を占める
- 従業者数は上位5産業で全産業の69.2%を占める
- 女性の従業者数比率は、「医療、福祉」が70.6%と最も高い

#### ア 事業所数

民営事業所数（事業内容等不詳を除く）を産業大分類別にみると、「卸売業，小売業」が5万1,720事業所で、全体の22.5%を占めて最も多く、以下「建設業」2万5,560事業所（11.1%）、「製造業」2万3,810事業所（10.3%）、「宿泊業，飲食サービス業」2万3,094事業所（10.0%）、「医療，福祉」2万1,744事業所（9.4%）と続いており、これら5産業で全体の63.4%を占めている。

図7 産業大分類別民営事業所数の構成比



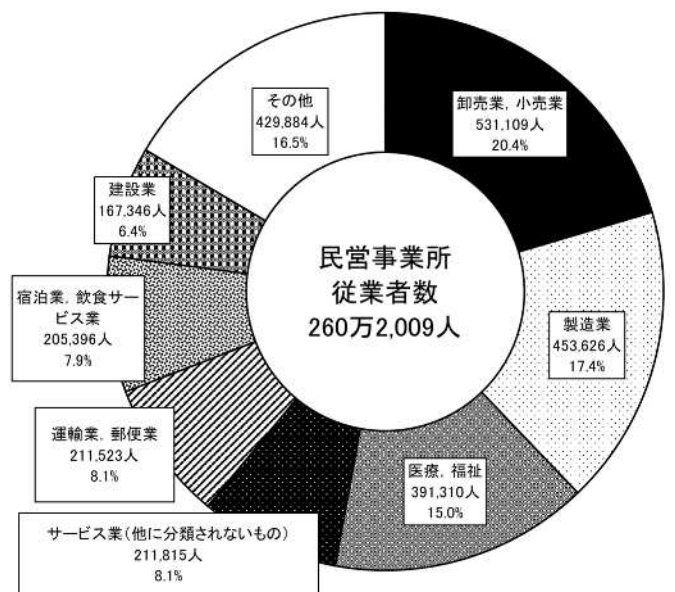
注：「事業所数」は必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計した。

#### イ 従業者数

従業者数では、「卸売業，小売業」が53万1,109人で、全体の20.4%を占めて最も多く、以下「製造業」45万3,626人（17.4%）、「医療，福祉」39万1,310人（15.0%）、「サービス業（他に分類されないもの）」21万1,815人（8.1%）、「運輸業，郵便業」21万1,523人（8.1%）と続いており、これら5産業で全体の69.2%を占めている。

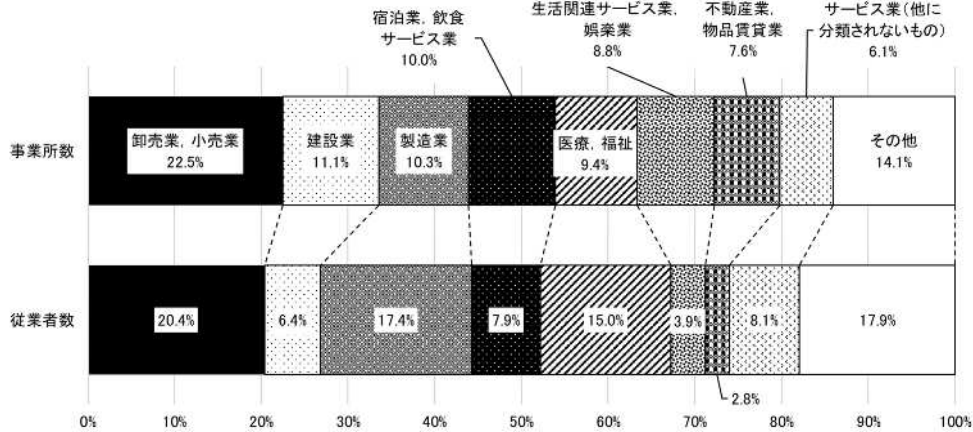
1事業所当たり従業者数を見ると、「運輸業，郵便業」が29.0人、「複合サービス事業」が19.8人、「電気・ガス・熱供給・水道業」が19.4人などとなっている。

図8 産業大分類別民営事業所の従業者数の構成比



注：「従業者数」は必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計した。

図9 産業大分類別民営事業所数及び従業者数の構成比

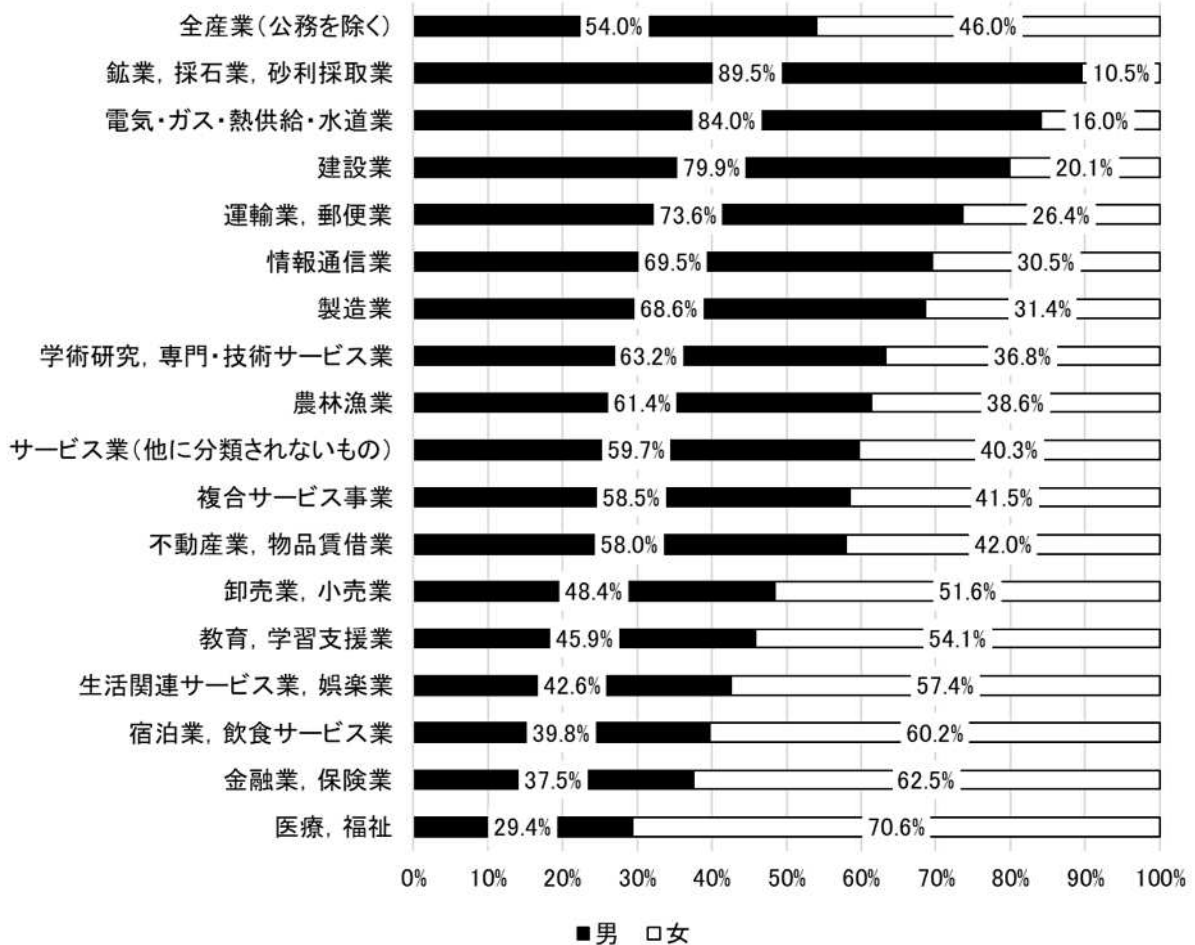


注：「事業所数」及び「従業者数」は必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計した。

ウ 従業者数の男女別構成比

産業大分類別に男女別従業者数をみると、男性は「製造業」が31万1,034人と最も多く、次いで「卸売業、小売業」が25万3,532人、「運輸業、郵便業」が15万5,120人などとなっている。女性は「医療、福祉」が27万2,776人と最も多く、次いで「卸売業、小売業」が26万9,761人、「製造業」が14万2,304人などとなっている。

図10 産業大分類別、男女別従業者数の構成比



注：「男女別従業者数」は必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計した。

## エ 従業上の地位別の状況

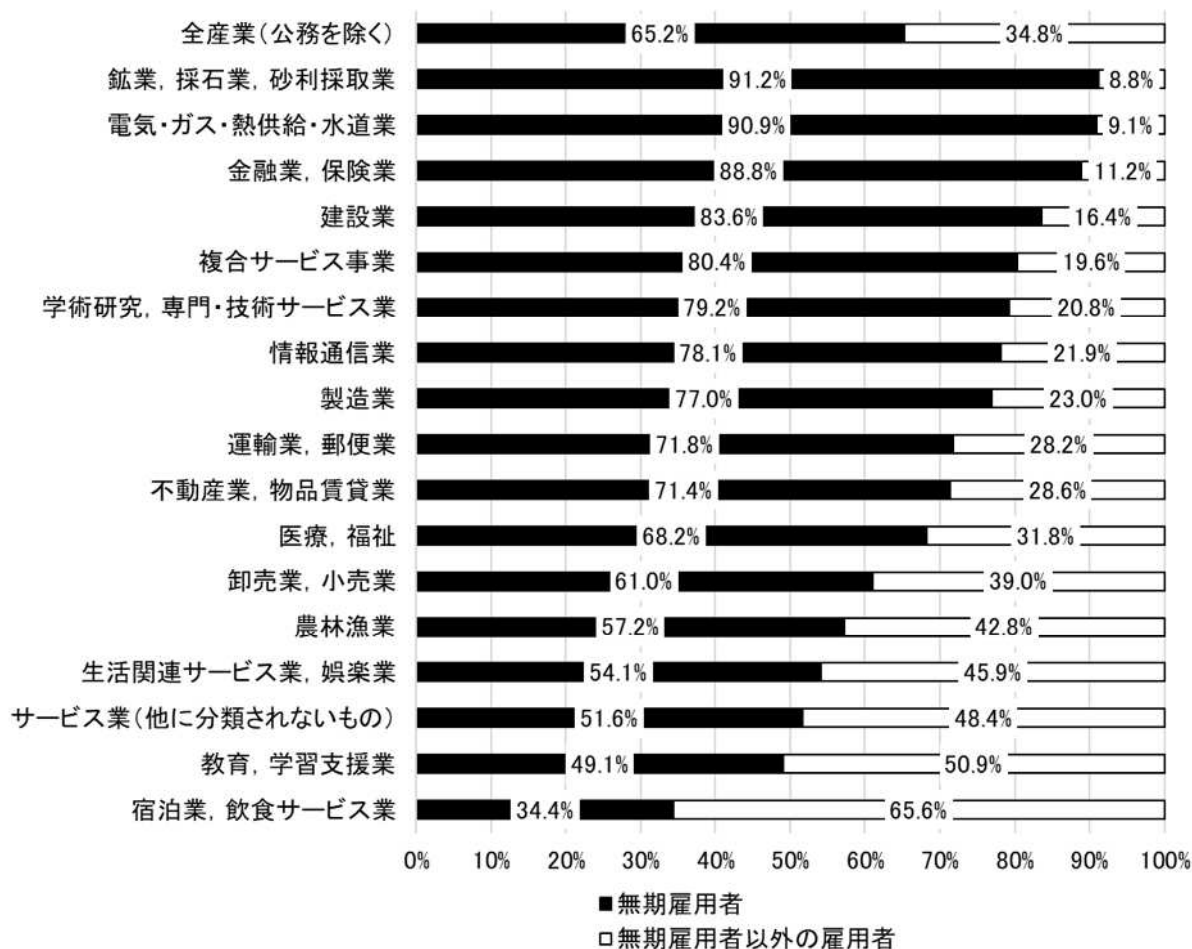
従業上の地位別に従業者数の内訳をみると、「常用雇用者」が228万6,020人（従業者全体の87.9%）、「有給役員」が16万9,559人（同6.5%）、「個人業主・無給の家族従業者」が8万2,760人（同3.2%）となっている。

## オ 雇用者数

雇用者の内訳をみると、常用雇用者の「無期雇用者」が153万1,913人（雇用者全体の65.2%）、「有期雇用者」が75万4,107人（同32.1%）となっている。「臨時雇用者」は6万3,670人（同2.7%）となっている。

産業大分類別に雇用者に占める「無期雇用者」の構成比をみると、「鉱業，採石業，砂利採取業」（91.2%）、「電気・ガス・熱供給・水道業」（90.9%）などで高く、一方、「宿泊業，飲食サービス業」（34.4%）、「教育，学習支援事業」（49.1%）などで低くなっている。

図11 産業大分類別「無期雇用者」及び「無期雇用者以外の雇用者」の構成比



注1：「無期雇用者」及び「無期雇用者以外の雇用者」は必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計した。

注2：「無期雇用者以外の雇用者」とは、「有期雇用者」と「臨時雇用者」を合算したものである。

## (2) 経営組織別の状況

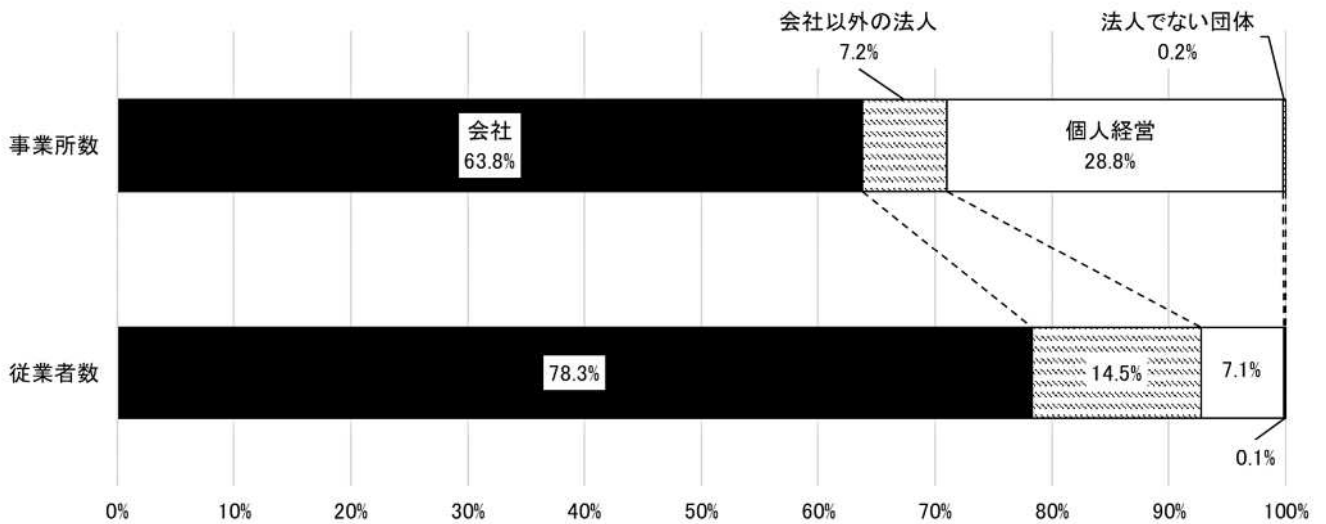
### ア 事業所数

経営組織別（事業内容等不詳を除く）に民営事業所数をみると、「法人」が16万3,454事業所で71.0%、「個人経営」が6万6,250事業所で28.8%となっている。また、「法人」のうち、「会社」が14万6,874事業所で全体の63.8%、「会社以外の法人」が1万6,580事業所で7.2%であった。

### イ 従業者数

従業者数では、「法人」が241万3,235人で92.7%、「個人経営」が18万5,562人で7.1%となっている。また、「法人」のうち、「会社」が203万7,120人で78.3%、「会社以外の法人」が37万6,115人で14.5%であった。

図12 経営組織別民営事業所数及び従業者数の構成比



注：「事業所数」及び「従業者数」は必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計した。

### (3) 従業者規模別の事業所及び従業者の状況

- 従業者数 20 人未満の規模の事業所が全体の 87.8%
- 従業者数 300 人未満の規模の事業所が全体の 99.8%
- 埼玉県の実業所が全国に占める割合は、20 人～29 人の規模が最も高い

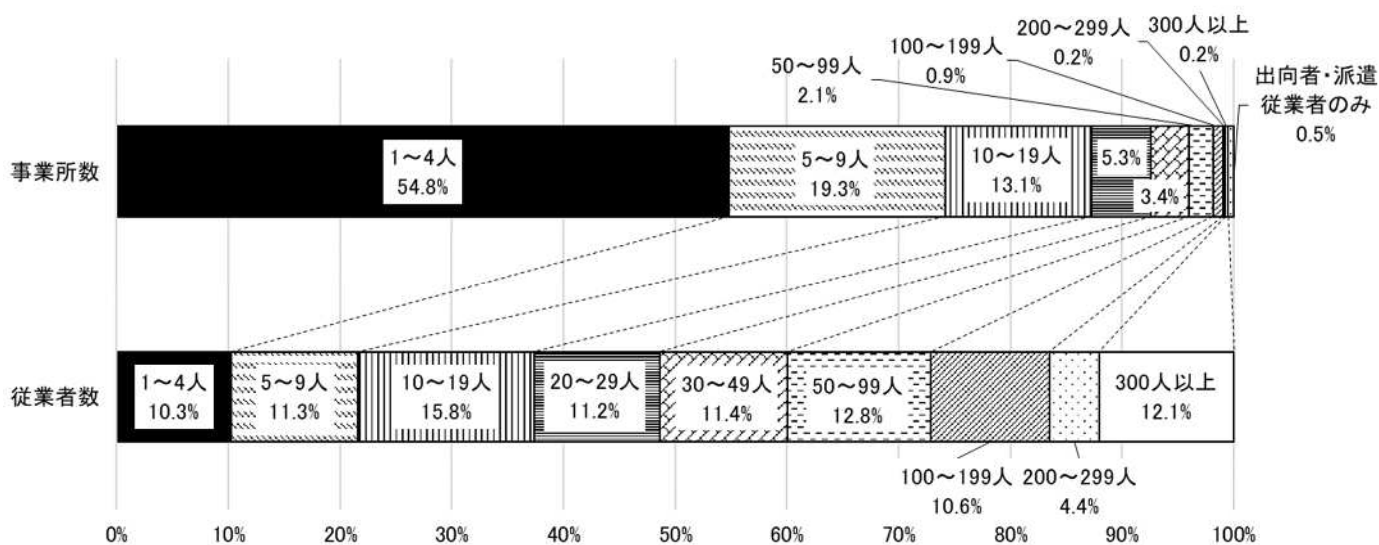
事業内容等不詳を除いた民営事業所数を従業者規模別にみると、「1～4 人」が 12 万 6,203 事業所で、全体の 54.8%を占めて最も多く、次いで「5～9 人」が 4 万 4,512 事業所で 19.3%、「10～19 人」が 3 万 193 事業所で 13.1%となっており、「出向・派遣従業者のみ」の 1,224 事業所（0.5%）を含め、従業者数 20 人未満の事業所で全体の 87.8%を占めている。従業者数 300 人未満（「出向・派遣従業者のみ」を含む）の事業所では全体の 99.8%と大部分を占めている。

なお、埼玉県が全国に占める割合でみると、従業者数「20～29 人」規模で 5.2%と最も高くなっている。

従業者数では、「10～19 人」が 41 万 184 人で、全体の 15.8%を占めて最も多く、次いで「50～99 人」が 33 万 3,945 人で 12.8%、「300 人以上」が 31 万 4,005 人で 12.1%などとなっている。

従業者数 20 人未満の事業所では全体の 37.4%を占めており、従業者数 300 人未満の事業所では全体の 87.9%を占めている。

図 13 従業者規模別民営事業所数及び従業者数の構成比



注: 「事業所数」及び「従業員数」は必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計した。



(4) 市町村別の状況

○ 事業所数、従業者数ともに上位5市は、さいたま市、川口市、川越市、越谷市、所沢市

ア 事業所数

各市町村の民営事業所数（事業内容等不詳を含む）をみると、市部（40市）は24万3,521事業所で全体の93.0%、町村部（23町村）は1万8,399事業所で全体の7.0%であった。

市町村別にみると、市部では、さいたま市が4万7,427事業所で最も多く、以下、川口市2万2,229事業所、川越市1万2,413事業所、越谷市1万2,124事業所、所沢市の1万995事業所の順となり、事業所数が1万以上の市は5市であった。

町村部では、三芳町が1,722事業所で最も多く、以下、杉戸町1,521事業所、伊奈町1,371事業所、寄居町1,266事業所、毛呂山町1,141事業所と続いている。

表8 市別・町村別民営事業所数（事業内容等不詳を含む） —上位10市町村—

	2021年(令和3年)			【参考】2016年(平成28年)	
	順位	市 町 村	事業所数	市 町 村	事業所数
市	1位	さいたま市	47,427	さいたま市	43,990
	2位	川口市	22,229	川口市	22,019
	3位	川越市	12,413	越谷市	11,645
	4位	越谷市	12,124	川越市	11,131
	5位	所沢市	10,995	所沢市	10,150
部	6位	草加市	8,471	熊谷市	8,369
	7位	熊谷市	8,426	春日部市	7,803
	8位	春日部市	7,802	草加市	7,692
	9位	上尾市	6,719	上尾市	6,530
	10位	戸田市	5,993	三郷市	5,610
町村部	1位	三芳町	1,722	三芳町	1,653
	2位	杉戸町	1,521	杉戸町	1,465
	3位	伊奈町	1,371	伊奈町	1,334
	4位	寄居町	1,266	小川町	1,203
	5位	毛呂山町	1,141	寄居町	1,196
	6位	小川町	1,083	毛呂山町	1,141
	7位	上里町	1,034	松伏町	1,063
	8位	松伏町	1,030	上里町	1,055
	9位	宮代町	1,013	宮代町	1,024
	10位	川島町	902	川島町	914

## イ 従業者数

従業者数では、市部は240万7,451人で全体の92.5%、町村部は19万4,558人で全体の7.5%であった。

市町村別にみると、市部では、さいたま市が51万7,261人で最も多く、以下、川口市17万9,305人、川越市の13万6,645人、越谷市の11万2,120人、所沢市の10万5,213人の順となり、従業者数が10万人以上の市は5市であった。

町村部では、三芳町が2万8,538人で最も多く、以下、杉戸町1万5,039人、寄居町1万4,233人、伊奈町1万4,190人、川島町1万2,334人の順となっている。

表9 市別・町村別民営事業所の従業者数－上位10市町村－

	2021年(令和3年)			【参考】2016年(平成28年)		
	順位	市 町 村	従業者数(人)	市 町 村	従業者数(人)	
市	1位	さいたま市	517,261	さいたま市	509,450	
	2位	川口市	179,305	川口市	179,695	
	3位	川越市	136,645	川越市	141,082	
	4位	越谷市	112,120	越谷市	110,758	
	5位	所沢市	105,213	所沢市	104,000	
部	6位	熊谷市	86,008	熊谷市	82,550	
	7位	草加市	71,466	草加市	70,731	
	8位	春日部市	67,902	上尾市	67,915	
	9位	上尾市	67,522	狭山市	66,341	
	10位	戸田市	66,334	春日部市	66,102	
町	1位	三芳町	28,538	三芳町	28,042	
	2位	杉戸町	15,039	杉戸町	14,375	
	3位	寄居町	14,233	伊奈町	14,196	
	4位	伊奈町	14,190	寄居町	13,323	
	5位	川島町	12,334	上里町	12,071	
部	6位	毛呂山町	12,304	毛呂山町	11,649	
	7位	上里町	11,970	川島町	11,065	
	8位	滑川町	9,366	滑川町	10,360	
	9位	嵐山町	9,034	小川町	9,424	
	10位	小川町	8,755	嵐山町	8,494	

注:「従業者数」は必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計した。

## 用語の解説

### 1 事業所

事業所とは、経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ・ 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ・ 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

#### (1) 民営事業所

国及び地方公共団体の事業所を除く事業所をいう。

#### (2) 出向・派遣従業者のみの事業所

当該事業所に所属する従業者が1人もおらず、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている人のみで事業活動が行われている事業所をいう。

#### (3) 事業内容等不詳の事業所

事業所として存在しているが、記入内容等不備などで事業内容等が不明の事業所をいう。

### 2 従業者

調査日現在で、当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人も含まれる。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者として

#### (1) 個人業主

個人経営の事業主で、実際にその事業所を経営している人をいう。

なお、個人業主は企業内に必ず一人である。

#### (2) 無給の家族従業者

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいう。

家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含まれる。

#### (3) 有給役員

法人、団体の役員（常勤、非常勤は問わない。）で、役員報酬を受けている人をいう。

重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含まれる。

#### (4) 常用雇用者

事業所に常時雇用されている人をいう。

期間を定めずに雇用されている人若しくは1か月以上の期間を定めて雇用されている人をいう。

#### (5) 無期雇用者

常用雇用者のうち、雇用契約期間を定めずに雇用されている人をいう（定年まで雇用される場合を含む。）。

#### (6) 有期雇用者（1か月以上）

常用雇用者のうち、1か月以上の雇用期間を定めて雇用されている人をいう。

### **(7) 臨時雇用者（有期雇用者（1か月未満、日々雇用））**

常用雇用者以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

### **(8) 他への出向・派遣従業者**

民営事業所において、従業者のうち、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）でいう派遣労働者、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。

## **3 他からの出向・派遣従業者**

労働者派遣法にいう派遣労働者、在籍出向など別経営である出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいう。

## **4 事業所の産業分類**

事業所の売上（収入）金額や主な事業の種類（原則として2020年1年間の収入額又は販売額の最も多いもの）により、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づき分類している。

## **5 経営組織**

### **(1) 民営**

国、地方公共団体の事業所を除く事業所をいう。

#### **ア 法人**

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を経営している場合をいう。

次の会社及び会社以外の法人が該当する。

##### **・ 会社**

株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社及び外国の会社をいう。

ここで、外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、会社法（平成17年法律第86号）の規定により日本にその事務所などを登記したものをいう。

なお、外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社ではない。

##### **・ 会社以外の法人**

法人格を有する団体のうち、前述の会社を除く法人をいう。

例えば、独立行政法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、農（漁）業協同組合、事業協同組合、労働組合（法人格を持つもの）、共済組合、国民健康保険組合、信用金庫、弁護士法人などが含まれる。

#### **イ 個人経営**

個人が事業を経営している場合をいう。

法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含まれる。

#### **ウ 法人でない団体**

団体であるが法人格を持たないものをいう。

例えば、後援会、同窓会、防犯協会、学会、労働組合（法人格を持たないもの）などが含まれる。

## **(2) 国、地方公共団体**

国、都道府県、市区町村、特別地方公共団体（地方公共団体の組合、財産区など）の事業所をいう。

## **6 企業等**

事業・活動を行う法人（外国の会社を除く。）及び個人経営の事業所をいう。個人経営であって同一の経営者が複数の事業所を経営している場合は、それらはまとめて一つの企業等となる。

具体的には、経営組織が株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社、会社以外の法人及び個人経営で本所と支所を含めた全体をいう。単独事業所の場合は、その事業所だけで企業等としている。

## **7 会社企業**

経営組織が株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社及び合同会社で、本所と支所を含めた全体をいう。単独事業所の場合は、その事業所だけで会社企業としている。

## **8 企業産業分類**

企業単位の産業分類で、支所を含めた企業全体の売上（収入）金額や主な事業の種類（原則として企業全体の2020年1年間の総収入額又は総販売額の最も多いもの）により、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に準じて分類している。

## **9 単一・複数の別**

企業等を構成している事業所により、以下の2つに区分している。

### **(1) 単一事業所企業**

単独事業所の企業等をいう。

### **(2) 複数事業所企業**

国内にある本所と国内又は海外にある支所で構成されている企業等をいう（国内に本所があり、海外にのみ支所がある企業等を含む。）。

## **10 単独・本所・支所の別、単独・複数の別**

### **(1) 単独事業所**

他の場所に同一経営の本所（本社・本店）や支所等（支社・支店）を持たない事業所をいう。

### **(2) 本所（本社・本店）**

他の場所に同一経営の支所等（支社・支店）があって、それらの全てを統括している事業所をいう。本所の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を本所とし、他は支所としている。

### **(3) 支所（支社・支店）**

他の場所にある本所（本社・本店）の統括を受けている事業所をいう。上位の事業所の統括を受ける一方で、下位の事業所を統括している中間的な事業所も支所としている。

支社、支店のほか、営業所、出張所、工場、従業員のいる倉庫、管理人のいる寮なども含まれる。なお、経営組織が外国の会社は支所とする。

#### (4) 複数事業所企業の事業所

本所及び支所が含まれる。

### 11 売上（収入）金額

原則として2020年1年間の商品等の販売額又は役務の提供によって実現した売上高、営業収益、完成工事高などをいう。有価証券、土地・建物、機械・器具などの有形固定資産など、財産を売却して得た収入は含めない。なお、「金融業、保険業」の企業等、会社以外の法人及び法人でない団体の場合は経常収益としている。

### 12 費用

#### (1) 費用総額（売上原価＋販売費及び一般管理費）

売上（収入）金額に対応する費用。なお、「金融業、保険業」の企業等及び会社以外の法人は経常費用としている。

#### (2) 売上原価（個人経営、「金融業、保険業」の企業等及び会社以外の法人を除く。）

費用総額の内数。売上原価は、売上高に対応する商品仕入原価、製造原価、完成工事原価、サービス事業の営業原価及び減価償却費（売上原価に含まれるもの）の総額

#### (3) 給与総額（個人経営の場合は給料賃金（専従者給与を除く。））

役員（非常勤を含む。）及び従業者（臨時雇用者を含む。）に対する給与（所得税・保険料等控除前の役員報酬、給与、賞与、手当、賃金等）の総額。別経営の事業所に出向又は派遣している従業者に支給している給与を含む。

#### (4) 福利厚生費（退職金を含む）（個人経営を除く。）

会社負担の法定福利費（厚生年金保険法、健康保険法、介護保険法、労働者災害補償保険法等によるもの）、福利施設負担額、厚生費、現物給与見積額、退職給付費用、退職金等の総額

#### (5) 動産・不動産賃借料（個人経営の場合は地代家賃）

土地、建物、機械等の賃借料の総額。経理上売買扱いとなっているリース支払額は含めない。

#### (6) 減価償却費

固定資産に係る減価償却費。「売上原価」、「販売費及び一般管理費」それぞれに計上された減価償却費の総額

#### (7) 租税公課（法人税、住民税、事業税を除く。）

営業上負担すべき固定資産税、自動車税、印紙税等の総額。収入課税の事業税（電気業、ガス業、保険業）及び税込経理の方法を採っている場合の納付すべき消費税を含む。法人税、住民税、所得課税の事業税は含めない。

### 13 付加価値額

付加価値とは、企業等の生産活動によって新たに生み出された価値のことで、生産額から原材料等の中間投入額を差し引くことによって算出できる。本調査においては、企業等の付加価値額を、以下の計算式を用いて算出している。

#### (1) 企業全体の純付加価値額

##### ア 基本的な計算式（次のイ、ウ以外の場合）

純付加価値額 = 売上（収入）金額 - 費用総額 + 給与総額 + 租税公課

##### イ 「金融業、保険業」の会社及び会社以外の法人

純付加価値額 = 経常収益 - 経常費用 + 給与総額 + 租税公課

##### ウ 「政治団体」及び「宗教」

純付加価値額 = 給与総額 + 租税公課

#### (2) 企業全体の粗付加価値額

粗付加価値額 = 純付加価値額 + 減価償却費

なお、本調査の付加価値には、国民経済計算の概念では含まれている国内総生産の項目のうち、主に次の項目は含まれていない。

固定資本減耗、雇主の社会保険料負担分、持ち家の帰属家賃、研究開発費、農林漁家、公営企業及び政府サービス生産者の付加価値

「令和3年経済センサス - 活動調査」への御協力ありがとうございました。

## 総務省・経済産業省・埼玉県・市町村

埼玉県ホームページでは、各種統計資料を掲載した「彩の国統計情報館」を開設しています。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/theme/tokei/index.html>

この調査に関する問い合わせ先

埼玉県総務部統計課商工・消費統計担当 電話：048-830-2324（直通）